

4 個性ある地域の形成

(1) 離島振興対策実施地域に係る特例措置の延長及び拡充

(所得税、法人税、特別土地保有税)

内 容

離島振興法の改正を踏まえ、離島の特性に則した農林水産業等の振興や、主要産業である農林水産業と観光業の連携による地域間交流等を一層促進するため、離島振興対策実施地域に係る特例措置の適用期限の2年延長（平成17年3月31日まで）及び拡充を行う。

(延長)

所得税・法人税：製造業又は旅館業の用に供する設備に係る特別償却

11 / 100 (機械・装置)

7 / 100 (建物・附属設備)

特別土地保有税：非課税（工場用建物、宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設の敷地）

(拡充)

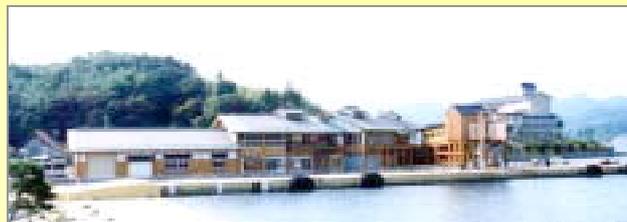
所得税・法人税：特別償却の対象として、地域特産物の消費の増進に資する事業の用に供する施設を追加

特別土地保有税：非課税措置の対象として、農林水産業体験施設及び販売施設の敷地を追加

(参 考)

拡充施設のイメージ

地域特産物の消費の増進



離島を訪問する他地域住民に販売することで、他地域との交流拡大に寄与



他地域の住民を対象に、実際に調理加工体験をすることも可能

(2) 離島航路事業用の新造船舶に係る課税標準の特例措置の延長

内 容

離島住民の生活を支える離島航路を安全に維持・存続させるため、離島航路事業用の新造船舶に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

固定資産税：課税標準 5年間 1 / 3

(3) 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料税に係る特例措置の延長

内 容

離島航空路線を維持し、離島住民の足を守るとともに、離島地域の振興を図っていくため、特定の離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の特例措置の適用期限を2年延長する。

航空機燃料税：3 / 4 に軽減

(26,000円 / kl 19,500円 / kl)

(4) 半島振興対策実施地域に係る特例措置の延長

(所得税、法人税、特別土地保有税)

内 容

半島振興対策実施地域において、製造業等の立地を促進し、所得水準の向上と雇用の場の確保による地域の活性化を図るため、以下の特例措置の適用期限を2年延長（平成17年3月31日まで）する。

所得税・法人税：製造業の用に供する設備に係る特別償却

11 / 100 (機械・装置)

6 / 100 (建物・附属設備)

特別土地保有税：非課税 (工場用建物、集会施設又はスポーツ施設の敷地)

(7) 鉄道軌道近代化設備整備費補助により取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の延長

内 容

地域住民の生活を支える鉄軌道施設を安全に維持・存続させるため、地方の経営状況の厳しい鉄軌道事業者に対する鉄道軌道近代化設備整備費補助により取得した償却資産に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

固定資産税：課税標準 $1/2$ （緊急に整備するATSに係るもの $1/4$ ）

**(8) 水源地域に立地する製造業及び旅館業に係る特別償却制度の延長
(所得税、法人税)**

内 容

水源地域対策特別措置法による水源地域の整備を図るとともに、産業振興により水源地域の活性化を図るため、製造業及び旅館業に係る所得税、法人税の特別償却制度の適用期限を2年延長する。

所得税・法人税：製造業及び旅館業の用に供する機械・建物等に係る特別償却

- ・ $11/100$ （機械・装置）
- ・ $7/100$ （建物・附属設備）